④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式（標準型）は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋加算点＋施工体制評価点}／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

⑶　落札者の決定方法

①　入札参加者の「評価値」が最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア　入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ有効な入札であること。

イ　技術提案が、発注者の予定している要求要件（標準案）を下回らないこと。また、「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

ただし、落札者となるべき者の「評価値」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者かつ適切な「評価値」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

②　上記３の⑶の①において、「評価値」の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

③　落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。なお、詳細は入札説明書による。

⑷　評価内容の担保　実際の施工に関しては、技術資料に記載された内容により施工するものとし、工事完了後に履行状況について検査を行う。請負者の責により記載内容が満足できない場合は、工事成績評定を未実施の評価項目ごとに減ずることとする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒100―8950 東京都千代田区霞が関一丁目２番１号　農林水産省大臣官房経理課営繕総括班営繕契約係　電話03―3591―7390

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法

①　交付期間　平成26年２月20日から平成26年３月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前10時から午後５時まで。

②　交付場所　上記４の⑴に示す場所にて無償で交付する。

⑶　申請書及び資料等の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　平成26年２月20日から平成26年３月31日（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前10時から午後５時まで。

②　提出場所　上記４の⑴に示す場所

③　提出方法　持参又は書留郵便（ただし受付期間内必着のこと）により提出すること。なお、提出期限以降における申請書又は資料等の差替え及び再提出は認めない。

⑷　提出部数　３部（正１部、副２部）

⑸　入札説明書等に対する質問

①　入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

ア　提出期間　平成26年２月20日から平成26年４月17日まで。なお、持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く午前10時から午後５時まで。

イ　提出場所　上記４の⑴に同じ。

ウ　提出方法　持参、郵送又は電送により提出するものとする。

②　上記４の⑸の①の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア　期間　平成26年４月23日から平成26年５月１日（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前10時から午後５時まで。

イ　場所　上記４の⑴に同じ。

⑹　入札、開札の日時、場所及び提出方法

①　持参による場合は、平成26年５月２日午前10時30分までに農林水産省大臣官房経理課入札室に持参すること。

②　郵送による場合は、平成26年５月１日午後５時までに上記４の⑴あて郵送（書留郵便に限る。）すること。

③　開札は、平成26年５月２日午前11時から農林水産省大臣官房経理課入札室にて行う。

⑺　入札保証金の納付等に係る書類等の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　平成26年２月20日から平成26年５月２日午前10時30分まで。なお、持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く午前10時から午後５時まで。

②　提出場所　上記４の⑴に同じ。

③　提出方法　持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着。）により提出すること。

⑻　再度の入札及び開札　郵送による入札があり、かつ初回の入札において予定価格の制限に達した価格の入札がない場合には、別途、再度の入札及び開札日時等について連絡を行うため、担当者との連絡が速やかに行えるようにすること。

５　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行日比谷代理店）。ただし、以下の条件を満たすことにより入札保証金の納付に代えることができる。

ア　利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行日比谷代理店）

イ　金融機関の保証（取扱官庁　農林水産省大臣官房経理課）

また、入札保証保険契約の締結を行った場合又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行日比谷代理店）。ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア　利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行日比谷代理店）

イ　金融機関若しくは保証事業会社保証（取扱官庁　農林水産省大臣官房経理課）

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　予決令第86条に規定する調査を受けた者と契約する場合の前金払の金額は、請負代金額の10分の２以内とする。

⑸　違約金について　入札説明書及び工事請負契約書（案）による。

⑹　配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システムにより配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合以外は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

⑺　施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。入札参加者が提出期限までの追加資料を提出しない場合、ヒアリングに応じないなど調査に協力しない場合、追加資料の記載内容が適切でない場合（未記載、未定を含む。）は、入札を無効とする。

⑻　手続における交渉の有無　無